



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1218	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)..... 2
1219	瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請	( " )..... 3
1220	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)..... 5
1221	救急病院の認定	(医務課)..... 5
1222	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課)..... 5
1223	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)..... 6
1224	〃	( " )..... 6
1225	〃	( " )..... 7
1226	〃	( " )..... 7
1227	〃	( " )..... 7
1228	〃	( " )..... 8
1229	〃	( " )..... 8
1230	〃	( " )..... 8
1231	〃	( " )..... 9
1232	〃	( " )..... 9
1233	〃	( " )..... 10
1234	〃	( " )..... 10
1235	〃	( " )..... 10
1236	〃	( " )..... 11
1237	〃	( " )..... 11
1238	〃	( " )..... 11
1239	〃	( " )..... 12
1240	道路の区域変更	(道路保全課)..... 12
1241	〃	( " )..... 13
1242	道路の供用開始	( " )..... 13
1243	道路の区域変更	( " )..... 13
1244	〃	( " )..... 14
1245	〃	( " )..... 14
1246	道路の供用開始	( " )..... 15
1247	道路の区域変更	( " )..... 15
1248	道路の供用開始	( " )..... 15
1249	道路の区域変更	( " )..... 16
1250	道路の供用開始	( " )..... 16
1251	道路の区域変更	( " )..... 16

1252	〃	( 〃 )	.....	17
1253	〃	( 〃 )	.....	17
1254	道路の供用開始	( 〃 )	.....	17
1255	道路の区域変更	( 〃 )	.....	18
1256	道路の供用開始	( 〃 )	.....	18
1257	道路の区域変更	( 〃 )	.....	18
1258	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課)	.....	19
<b>○ 公安委員会告示</b>				
52	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施		.....	19
<b>○ 監査公表</b>				
	監査公表第24号		.....	20

**告 示**

**和歌山県告示第1218号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**1 申請の概要**

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
住所 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1  
氏名又は名称 和歌山県農業協同組合連合会 代表理事理事長 楠本健次
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月980  
名称 和歌山県農業協同組合連合会 桃山食品工場
- (3) 特定施設に関する事項  
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量  
別表3のとおり

**2 縦覧の期間及び場所**

- (1) 期間  
令和2年9月25日から同年10月15日まで
- (2) 場所  
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
					区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	硝酸性窒素 (mg/L)	

第10号口 洗浄施設 (CIP)	1	洗浄 液加 熱 15t/h	許可後	24 時間	通常	207	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	-	<0.1
					最大	600	6-8	40	30	10	12	<0.05	<2.0	-	11.1

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m <sup>3</sup> /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開 始予定 年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
						区分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )	アンモ ニア等 (mg/L)	
排水 処理 施設	コン クリ ト 製	W27.9 × L65.7 × H5.2	4,300	生物 担体 汚泥 法、 凝集 沈殿 処理	既設	通常	処理 前	3,320	4-8	2,000	1,500	500	9.2	6.9	<2.0	無数	<0.1
							処理 後	3,261.6	6-8	10	20	7	9.2	4.80	<2.0	500	8
						最大	処理 前	4,072.5	4-12	2,000	1,500	500	14.0	7.0	<2.0	無数	50
							処理 後	4,000	6-8.5	15	30	10	14.0	4.87	<2.0	900	12

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )	アンモ ニア等 (mg/L)
No.1排水口 (工場排水)	通常	3,261.6	6-8	10	20	7	9.2	4.80	<2.0	500	8
	最大	4,000	6-8.5	15	30	10	14.0	4.87	<2.0	900	12
No.2排水口 (生活排水)	通常	12	6-8	20	30	50	9.2	6.9	5	1,000	-
	最大	27	6-8.5	20	30	70	14.0	7.0	5	3,000	-
雨水排水口	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第1219号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
住所 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1  
氏名又は名称 和歌山県農業協同組合連合会 代表理事理事長 楠本健次
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月980  
名称 和歌山県農業協同組合連合会 桃山食品工場
- (3) 特定施設に関する事項  
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量  
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間  
令和2年9月25日から同年10月15日まで
- (2) 場所  
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
					区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	硝酸性窒素 (mg/L)
第10号口洗浄施設 (CIP)	2	洗浄液加熱 10t/h	既設	24時間	通常	200	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	-	<0.1
					最大	600	6-8	40	30	10	12	<0.05	<2.0	-	11.1

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法 (m)	能力 (m <sup>3</sup> /日)	汚水等の処理方式	使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
						区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	アンモニア等 (mg/L)	
排水処理施設	コンクリート製	W27.9 × L65.7 × H5.2	4,300	生物担体汚泥法、凝集沈殿処理	既設	通常	処理前	3,320	4-8	2,000	1,500	500	9.2	6.9	<2.0	無数	<0.1
							処理後	3,261.6	6-8	10	20	7	9.2	4.80	<2.0	500	8
						最大	処理前	4,072.5	4-12	2,000	1,500	500	14.0	7.0	<2.0	無数	50
							処理後	4,000	6-8.5	15	30	10	14.0	4.87	<2.0	900	12

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )	アンモ ニア等 (mg/L)
No. 1排水口 (工場排水)	通常	3,261.6	6-8	10	20	7	9.2	4.80	<2.0	500	8
	最大	4,000	6-8.5	15	30	10	14.0	4.87	<2.0	900	12
No. 2排水口 (生活排水)	通常	12	6-8	20	30	50	9.2	6.9	5	1,000	-
	最大	27	6-8.5	20	30	70	14.0	7.0	5	3,000	-
雨水排水口	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-	-

**和歌山県告示第1220号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000779	生きがい支援	橋本市御幸辻144-1	共生型居宅介護 共生型重度訪問介護	株式会社S. T. L. F studio	橋本市紀見ヶ丘3-1 7-10	令和 2.9.15

**和歌山県告示第1221号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人 恵友会 恵友病院
- 2 所在地 海南市船尾264-2
- 3 有効期限 令和5年9月23日

**和歌山県告示第1222号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業沖谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、そ

の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年9月28日から同年10月23日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

---

**和歌山県告示第1223号**

和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県御坊市

2 調査を行った時期

平成30年4月2日から令和2年3月27日まで

3 成果の名称

和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区

5 認証年月日

令和2年9月11日

---

**和歌山県告示第1224号**

和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成30年4月2日から令和2年2月28日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区

5 認証年月日

令和2年9月11日

---

**和歌山県告示第1225号**

和歌山県田辺市熊野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成30年4月2日から令和2年3月9日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市熊野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市熊野の一部地区

5 認証年月日

令和2年9月11日

---

**和歌山県告示第1226号**

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字広口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成29年4月3日から令和2年3月6日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字広口の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字広口の一部地区

5 認証年月日

令和2年9月11日

---

**和歌山県告示第1227号**

和歌山県日高郡日高川町大字入野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成30年4月1日から令和2年3月25日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字入野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字入野の一部地区
- 5 認証年月日  
令和2年9月11日

---

**和歌山県告示第1228号**

和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月2日から令和2年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区
- 5 認証年月日  
令和2年9月11日

---

**和歌山県告示第1229号**

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月2日から令和2年3月13日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区
- 5 認証年月日  
令和2年9月11日

---

**和歌山県告示第1230号**

和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告



する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月1日から令和2年3月13日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区
- 5 認証年月日  
令和2年9月11日

**和歌山県告示第1231号**

和歌山県日高郡日高川町大字和佐（上）の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月2日から令和2年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字和佐（上）の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字和佐（上）の一部地区
- 5 認証年月日  
令和2年9月11日

**和歌山県告示第1232号**

和歌山県日高郡みなべ町北道・谷口・筋の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月2日から令和2年3月4日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡みなべ町北道・谷口・筋の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町北道・谷口・筋の各一部地区

5 認証年月日

令和2年9月11日

**和歌山県告示第1233号**

和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町

2 調査を行った時期

平成30年4月1日から令和2年3月24日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川の一部地区

5 認証年月日

令和2年9月11日

**和歌山県告示第1234号**

和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

平成30年2月5日から令和元年12月23日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区

5 認証年月日

令和2年9月11日

**和歌山県告示第1235号**

和歌山県東牟婁郡串本町有田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

平成30年2月5日から令和元年12月20日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町有田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡串本町有田の一部地区
- 5 認証年月日  
令和2年9月11日

---

**和歌山県告示第1236号**

和歌山県東牟婁郡串本町有田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期  
平成30年2月5日から令和元年12月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町有田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡串本町有田の一部地区
- 5 認証年月日  
令和2年9月11日

---

**和歌山県告示第1237号**

和歌山県東牟婁郡串本町姫の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月1日から令和2年2月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町姫の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡串本町姫の一部地区
- 5 認証年月日  
令和2年9月11日

---

**和歌山県告示第1238号**

和歌山県東牟婁郡串本町姫の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期  
平成30年2月5日から令和2年2月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町姫の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡串本町姫の一部地区
- 5 認証年月日  
令和2年9月11日

**和歌山県告示第1239号**

和歌山県田辺市上の山二丁目の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月3日から令和2年3月18日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市上の山二丁目の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市上の山二丁目の一部地区
- 5 認証年月日  
令和2年9月11日

**和歌山県告示第1240号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字細川字辻ノ下30番1地先から同町大字細川字西ノ迫69番地先まで	旧	14.41 ） 30.77	470.21	

同上	新	17.36 } 51.77	413.24	
----	---	---------------------	--------	--

## 和歌山県告示第1241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字細川字西山田 123番9地先から同町大字細川字 岡ノ原133番2地先まで	旧	15.42 } 28.00	229.04	
同上	新	15.42 } 28.51	219.08	

## 和歌山県告示第1242号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字細川字岡ノ原124番2地内

供用開始の期日 令和2年9月25日

## 和歌山県告示第1243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字花坂字辻谷59 2番2地先から同町大字花坂字木 戸口586番15地先まで	旧	15.10 } 24.50	298.34	
同上	新	15.10 } 63.26	287.59	

## 和歌山県告示第1244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字高野山字弁天 山下7番4地内	旧	7.86 } 32.01	869.52	
同上	新	7.86 } 33.61	857.10	

## 和歌山県告示第1245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字花園久木 字上ミ手112番地先から同町大 字花園久木字西手176番1地先ま で	旧	4.91 } 14.58	494.47	
同上	新	9.46 } 27.04	505.77	

## 和歌山県告示第1246号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字杉野原字浜瀬285番1地先から同町大字杉野原字深谷41番1地先まで

供用開始の期日 令和2年9月25日

## 和歌山県告示第1247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字糸野字堤石424番1地先から同町大字糸野字堂之前348番1地先まで	旧	4.00 ） 5.17	105.21	
同上	新	4.00 ） 7.50	105.21	

## 和歌山県告示第1248号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字糸野字堤石424番1地先から同町大字糸野字堂之前348番1地先まで

供用開始の期日 令和2年9月25日

## 和歌山県告示第1249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高町大字小坂字加祢はみ1番5地先から同町大字比井字神田1446番1地先まで	旧	4.55 } 9.20	107.35	
同上	新	7.39 } 38.52	107.35	

## 和歌山県告示第1250号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡日高町大字小坂字加祢はみ1番5地先から同町大字比井字神田1446番1地先まで

供用開始の期日 令和2年9月25日

## 和歌山県告示第1251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡由良町大字大引字田子谷大平赤バイノ内961番347地先から同町大字小引字田子谷577番1地先まで	旧	5.36 } 12.48	809.65	



同上	新	8.40 } 30.97	809.65	
----	---	--------------------	--------	--

## 和歌山県告示第1252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野天川線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字南字瀧ノ尾26 4番60地内	旧	9.40 } 17.13	24.63	
同上	新	11.61 } 17.13	24.63	

## 和歌山県告示第1253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野天川線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字南字瀧ノ尾26 4番60地内	旧	9.41 } 10.80	36.34	
同上	新	9.41 } 12.17	36.34	

## 和歌山県告示第1254号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野天川線

供用開始の区間 伊都郡高野町大字南字瀧ノ尾264番60地内

供用開始の期日 令和2年9月25日

### 和歌山県告示第1255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字生石字瀧谷335番11地先から同町大字生石字倉根谷383番3地先まで	旧	2.61 } 16.84	572.54	
同上	新	7.09 } 25.38	549.98	

### 和歌山県告示第1256号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 生石公園線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字生石字瀧谷335番11地先から同町大字生石字倉根谷383番3地先まで

供用開始の期日 令和2年9月25日

### 和歌山県告示第1257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
日高郡みなべ町清川字本ノ谷2654番25地先から同町清川字堂ノ平2721番1地先まで	旧	3.65 } 18.30	802.70	
同上	新	3.65 } 18.30	802.70	
同上	新	8.20 } 38.80	616.50	清川線1号橋 L=12.00 清川線2号橋 L=11.50 清川線3号橋 L=20.90

**和歌山県告示第1258号**

令和2年度和歌山県立高等学校学習者用コンピュータの購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
和歌山県立高等学校学習者用コンピュータ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和2年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士電機ITソリューション株式会社和歌山営業所  
和歌山市美園町四丁目36番地
- 5 落札金額  
1,148,400,000円（うち消費税及び地方消費税の額104,400,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年7月31日

**公安委員会告示****和歌山県公安委員会告示第52号**

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和2年9月25日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

## 1 審査の種類等

種類	内容	期日	場所
技能検定員審査（普自二）	技能検定に関する技能	令和2年10月29日（木）	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（普自二）	教習に関する技能		

## 2 申請手続

## (1) 申請の受付期間

令和2年9月28日（月）から同年10月5日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

## (2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

## (3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

## (4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

## 3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）

## 監 査 公 表

## 和歌山県監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年9月25日

和歌山県監査委員 保田 栄 一

和歌山県監査委員 河野 ゆ う

和歌山県監査委員 秋 月 史 成

和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

## 1 監査の対象

3の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

## 2 監査の着眼点

(1) 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 出納事務は、適切に処理されているか。

(4) 補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

## 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
公益財団法人和歌山県農業公社	令和2年8月18日
一般社団法人わかやま森林と緑の公社	〃
和歌山県土地開発公社	〃

## 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は重要な点においておおむね適正と認めた。

なお、その他改善を要すると認められる事項については、その都度指導を行った。